

# フランス

## (5) 宇宙事業に関する 2008 年 6 月 3 日付法律第 2008-518 号第 VII 編の規定を 発効させる 2009 年 6 月 9 日付デクレ (政令) 第 2009-640 号

首相は、

高等教育研究大臣及び防衛大臣による報告書に基づき、

刑法、特に第 413-9 条及び以下に鑑み、

行政と一般国民との関係を改善するための措置、ならびに行政、社会及び税に関する規定を発効させる 1978 年 7 月 17 日付法律第 78-753 号 (改正)、特にその第 6 条に鑑み、

行政との関係における市民の権利に関する 2000 年 4 月 12 日付法律第 2000-321 号 (改正) に鑑み、

宇宙事業に関する 2008 年 6 月 3 日付法律第 2008-518 号、具体的にはその第 1 条及び第 23 条から第 27 条に鑑み、

2007 年 2 月 1 日付デクレ第 2007-139 号によって最後に改正された、個々の行政決定の分権化に関する 1997 年 1 月 15 日付デクレ第 97-34 号に鑑み、

個々の行政決定の分権化に関する 1997 年 1 月 15 日付デクレ第 97-34 号の第 2-1 条に関して実施のために首相に提出された、1997 年 12 月 19 日付デクレ第 97-1184 号に鑑み、

国家防衛の機密保護に関する 1998 年 7 月 17 日付デクレ第 98-608 号に鑑み、

国務院 (Conseil d'Etat) に諮問のうえ、

以下を採択する。

### 第1条

前述の 2008 年 6 月 3 日付法律の第 VII 編の適用のために、その主要な開発を行政当局に事前届出するべき「宇宙データ」とみなされるのは、パングロマトミック光学センサー、マルチスペクトル光学センサー、立体画像光学センサー、赤外線センサー及びレーダーセンサーによるデータであり、その解像度と精度特性はデクレによって決定される。

### 第2条

前述の 2008 年 6 月 3 日付法律の第 23 条に述べる行政当局とは、国防委員長 (secrétaire général de la défense nationale) である。

### 第3条

第 1 条に述べた届出は、当該開発の開始の少なくとも 2 ヶ月前に行政当局に対して行わなければならない。届出書の書式及び届出者が提供すべき書類のリストは首相が定めるアレテ (省令) により決定される。

当該届出が規定に従っていないか、又は不備であると行政当局がみなした場合は、行政当局は届出者に対しその届出を規定通りのものにするか、完全にすることを求めるものとする。

届出書の提出に先立ち、当該宇宙データを開発する主事業者は、前述の 1998 年 7 月 17 日付デクレに従って送付されうる機密情報を扱う許可を得ていなければならない。

### 第4条

行政当局は届出書の受領確認を通知し、必要な場合は、下記の第 5 条に従ってとられる制限措置の写しを届出者に送付する。

開発の方法におけるいかなる予想される変更も、この変更の少なくとも2ヵ月前に主事業者によって補足届出されなければならない。

#### **第5条**

前述の2008年6月3日付法律の第14条に述べる利益の保護を確保するため、国防委員会は、その使命、構成及び組織がデクレによって定められる内閣委員会の意見に従い、届出された活動に関する制限措置を言い渡すことができる。緊急の場合には、委員会のメンバーの意見は、必要であれば、書簡又は電子メールで回収することができる。これらの措置は、特に、次の事項からなることがある。

- プログラミング又は受信の部分的又は完全な、延長可能なある一定期間の即時の一時停止。
- プログラミング、受信又は画像生成を、延長可能なある一定期間延期する義務。
- プログラミング又は受信の永久的禁止。
- データの技術的質の制限。
- 撮影ゾーンの地理的制限。

制限決定は、国防機密の保護に関する規定に従って保護されることができる。

行政当局は、なされた決定を内閣委員会のメンバーに通知する。

#### **第6条**

以下の通り改正する。

1997年12月19日付デクレ No,97-1184 ANNEXE (V).

#### **第7条**

高等教育研究大臣及び防衛大臣は本デクレの実施に責任を有し、本デクレはフランス共和国官報に掲載される。

パリ、2009年6月9日

フランソワ フィロン 内閣総理大臣

高等教育研究大臣 ヴァレリー ペクレス、防衛大臣 エルヴェ モリン

<翻訳：JAXA>